

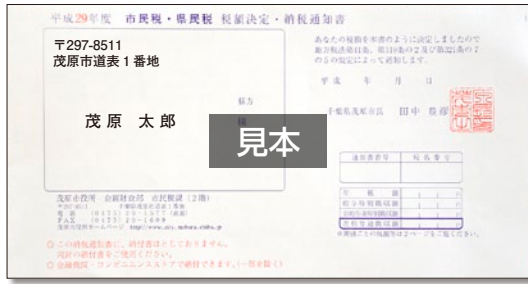
# 市・県民税の税額決定・納税通知書を発送します

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として、毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

平成29年度市民税・県民税税額決定・納税通知書、年金特別徴収税額決定通知書を6月12日④に発送します。

市・県民税には、所得が一定額を超えると発生する「均等割」(5千円)と、所得に応じて発生する「所得割」とがあります。

※税額の計算方法の詳細は、6月12日④に発送する「税額決定・納税通知書」をご覧ください。



## 納税方法

市・県民税の納め方には、(1)個人で納付する普通徴収、(2)給与から天引きされる特別徴収、(3)公的年金から天引きされる特別徴収があります。

(1)普通徴収の場合  
【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期で、送付する納付書によって納めてください。

(2)給与からの特別徴収の場合  
【給与所得者】

6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされ、給与支払者を通じて納税されます。

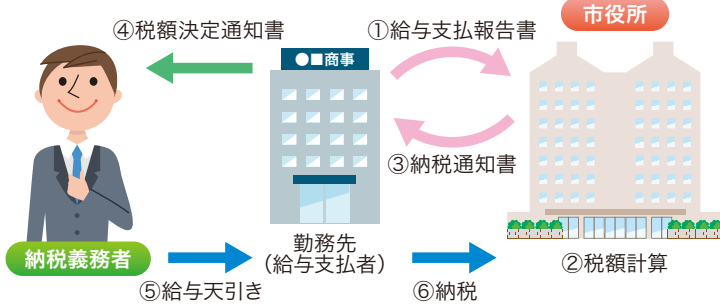
平成29年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者あてに、すでに発送してあります。勤務先の給与担当者を通じて税額決定通知書をお受け取りください。

## 納税のしくみ

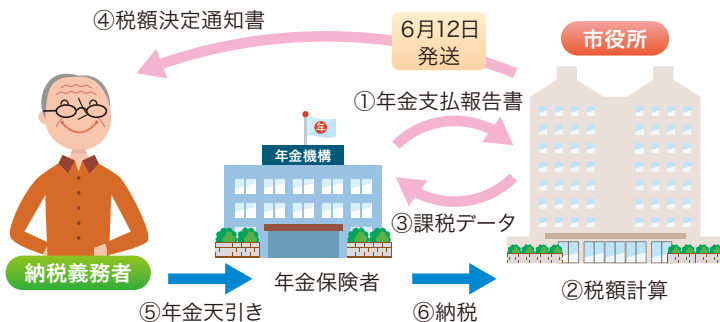
### ①普通徴収の場合



### ②給与天引きによる特別徴収の場合



### ③公的年金からの特別徴収の場合



(3)公的年金からの特別徴収の場合【年金所得者】  
前年中に公的年金の支払いを受けた方で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象になります。

公的年金の所得に係る市民税・県民税の所得割額および均等割額が年金の支給月に老齢基礎年金等から差し引かれます。  
※4月・6月・8月に年金から引き落としされた額が、決定された税額を上回る方には、後日改めて過納金を還付する通知を送付します。  
今年度の10月より年金からの特別徴収が始まる場合  
65歳になられた方や、特別徴

収が諸事情により平成28年度の途中で普通徴収に切り替わった方などが対象になります。  
※年金からの特別徴収は、平成29年10月支給分の年金から開始となります。そのため、平成29年度の市・県民税額のうち半分については、第1期(6月)と第2期(8月)に、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めてください。